

幼児教育・保育の無償化の対象と範囲

	認可保育所等 (2・3号)(※1)	施設型給付幼稚園・認定こども園		私学助成幼稚園等		認可外保育 施設等(※2) (新2・3号)(※1)
		教育 (1号)	預かり保育 (新2・3号)	教育 (新1号)	預かり保育 (新2・3号)	
3～5歳児クラス	○	○	○(※3) (上限11,300円)	○ (上限25,700円)	○(※3) (上限11,300円)	○(※3) (上限37,000円)
満3歳児 (3歳になった日から最初の3 月31日までにある子ども)	△	○	×	○ (上限25,700円)	×	△
市町村民税非課税世帯の 満3歳児 (3歳になった日から最初の3 月31日までにある子ども)	△	○	○(※3) (上限16,300円)	○ (上限25,700円)	○(※3) (上限16,300円)	△
市町村民税非課税世帯の 0～2歳児クラス	○	△	△	△	△	○(※3) (上限42,000円)

(※1) 2号(新2号): 3歳以上、3号(新3号): 0～2歳

(※2) 認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター等に加え、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業、ファミサポ事業のことをいう。

(※3) 無償化給付を受けるには、保育の必要性の認定が必要。